



1 裁判員裁判について

(1) 現状

裁判員制度は、施行後10年以上の実績を重ねる中で、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。これまでのところ、国民の理解と協力の下おおむね順調に運営されてきたと評価されていますが、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

(2) 裁判員との実質的協働、公判前整理手続の在り方

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もっとも、これまで以上に裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を蓄積・共有した上で、それを今後の裁判員裁判の運営や判断の在り方に生かすべく、議論が重ねられているところです。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、引き続き、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議に

ついて、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

(3) 裁判員の負担への配慮、裁判員の安全確保

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という観点も踏まえて証拠の必要性等を吟味するという意識の下、判断されるようになりまし。すなわち、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が従前以上に高まったものです。

また、裁判員の安全確保については、講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局と裁判部が緊密に連携することで、庁として多角的に検討する必要があることを常日頃から意識しておく必要があります。

(4) 国民の理解と協力を得るための取組

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではなりません。新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、出席率（選任手続期日に出席した候補者数／出席を求められた候補者数）や辞退率（辞退が認められた候補者の総数／選定された候補者数）は悪化している状況にはありませんが、同感染症の収束が未だ見通せない現状においては、引き続き感染防止策を徹底するなどの工夫をして、裁判員が安心して安全に参加できる環境を整える必要があります。

また、裁判官や裁判員経験者が参加する出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ、様々なチャンネルを通じて地域社会との接点を持ち、その実情

等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められます。例えば、少年法等の改正により、裁判員となることができる者の年齢が18歳以上に引き下げられ、令和5年以降、18歳及び19歳の方々が実際に裁判員裁判に参加することになります。出張講義等の際には、一方的に講義するだけにとどめるのではなく、学生等との間で双方向の意見交換を行うなどして、学生等が制度についてどのように学び、どのように受け止めているかということについての理解を深め、その得られた知見を今後の広報活動の在り方や制度運営改善の検討に生かしていくことが考えられます。

(5) 控訴審及び裁判員裁判非対象事件の審理の在り方

裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、裁判員裁判非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを単に形式的に採り入れて運用するというのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索することが必要です。

2 その他の刑事手続について

(1) 適正な通訳の確保のための取組

ア 現状

近年、要通訳事件の数は高い水準で推移し、増加傾向にあります。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要があります。

イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

刑事公判において適正な通訳を確保するためには、特に第一審において訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の間でこの配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要です。これまでに提供した、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等に関する通訳人経験者に対するヒアリング結果等の資料等も踏まえつつ、法曹三者と通訳人とで意見交換するなどといった各地での取組を更に継続していくことが強く期待されます。

ウ 通訳人の数の確保

通訳人候補者名簿データベース（以下「DB」といいます。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要です（なお、令和4年1月から、民事、行政、家事、少年事件の通訳人名簿及び通訳事件情報の入力が一元化されたところです。）。その方策として、DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどして、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要があります。また、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が複数の庁で行われています。さらに、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行うことによって通訳人候補者を拡充するため、令和2年10月、その具体的な方法を紹介したところです。今後も、このような取組を通じて、各庁において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれます。

エ 通訳の質の確保

毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、DBへの登録希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に面接に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が実施されています。

(2) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高く、裁判官の間で、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するために必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論が重ねられています。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

立法に向けた動きとしては、法制審議会刑事法（逃走防止関係）部会での審議を経て、令和3年10月、保釈中の被告人等の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するため、11の制度が法務大臣に答申され、今後、これを踏まえた関係法令の改正が行われる見込みです。

(3) 性犯罪及び被害者に係る取組

性犯罪や被害者問題に対する社会の関心は引き続き高い状況にあります。現に、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）の国会審議の過程では、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。同附帯決議以降、毎年、司法研修所等において性犯罪を含む被害者に関する研究会が実施され、事実認定や手続における課題のほか、被害者配慮の在り方等についても議論が行われていることは、このような社会情勢等を踏まえたものといえます。

また、法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」では、令和3年5月に報告書が取りまとめられ、同年10月からは、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において実体法（暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能要件の改正、新たな犯罪類型の創設）及び手続法（被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則等）の整備について審議が始まっています。

また、同検討会における論点の一つとして掲げられていた、起訴状等における被害者の氏名等の秘匿の在り方については、法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会での審議を経て、令和3年9月、その要綱（骨子）が法務大臣に答申されました。同要綱は、被告人に、被害者の情報を秘匿した起訴状抄本を送達する措置や、被疑者に呈示するための逮捕状・勾留状の各抄本を交付する手続の創設等をその内容とするものです。

裁判所としても、これらの法改正の動向を注視しつつ、引き続き必要な取組を続けていくことが望まれます。

(4) 刑事手続のデジタル化

近時の社会経済情勢の変化、特に、ITの急速な発展や社会における普及状況等を踏まえ、国民の裁判手続のデジタル化に対する期待も高まっているところであり、このような社会のすう勢からすれば、刑事手続についても、デジタル化の実現に向けた検討をしていくことが必要です。法務省に設置された「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」では、刑事手続についてITを活用する方策に関する検討が行われており、その検討結果は令和4年3月までに取りまとめられることが予定されています。

もとより、質の高い裁判の実現を目指すためにも、刑事手続の事務処理の在り方について不断の見直しを図っていく必要があるところ、刑事分野については、これまでも裁判員裁判を中心に運用改善の議論を重ねてきているところですが、今後は、ITを活用するという視点からもそれらの議論を進めていく必要があります。政府における検討に関しては、そのスピード感を意識しつつ、

裁判所として適切に対応していく必要がありますが、裁判官においても、政府における検討状況を注視しながら、ITを活用した場合の事務処理の在り方の検討も行っていくことが期待されます。J・NETポータル刑事情報データベース(ケイフォ)の関連記事のほか、刑事局から今後随時行う情報提供等も、その検討の素材とすることが考えられます。

(5) その他の法改正等

令和3年改正少年法(令和4年4月1日施行)は、同時施行される改正民法によって成年とされる18歳及び19歳の者を「特定少年」と位置付け、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。改正法施行後は、特定少年に対し、不定期刑の特例(少年法52条)、罰金刑に処す場合の労役場留置の言渡しの禁止(同54条)などが適用されないなど、いくつかの留意点が存在します。また、犯行時特定少年について、公判請求後推知報道禁止規定(同61条)が適用されないことから、裁判部と事務局が連携しつつ、適切な運用を図る必要があります。

このほか、今後、自由刑の単一化及び執行猶予制度の拡充、侮辱罪の法定刑の引上げなどといった刑事法の改正が見込まれ、裁判所としても動向を注視する必要があります。

3 おわりに ～ 裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官同士でよく議論をするとともに、裁判部と事務局が連携して対応することが求められます。

例えば、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするためには、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれる

ようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する対応策や警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もあるということを裁判官が十分意識しておくことも重要と思われます。

以 上